

令和2年度 全国キャリア教育・就職ガイダンス

令和2年11月24日
内閣官房副長官補付（再チャレンジ担当）

2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請 ポイント

<背景等>

- 学生が学修時間等を確保しながら安心して就職活動に取り組むことができるようにすることが重要。
- 近年、就職・採用活動の日程が遵守されていない事例が増加しているとともに、学生の個人情報の不適切な取扱いや、学生に対するセクシュアルハラスメント行為などが発生。こうした事態は、学生に混乱をもたらすとともに、学生が学修時間等を確保しながら安心して就職活動に取り組める環境を損なうため、就職・採用活動の日程等の遵守が必要。
- このため、2021年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請を下記のとおりとりまとめ、関係省庁連名により広く経済団体等へ要請（2020年3月31日）。

※ 要請事項の周知状況等について、経済団体等へフォローアップを行う。

<要請内容のポイント>

1. 就職・採用活動日程を以下のとおり、遵守すること。
広報活動開始 : 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
採用選考活動開始 : 卒業・修了年度の6月1日以降
正式な内定日 : 卒業・修了年度の10月1日以降
2. 学事日程等に十分配慮すること。
 - 採用選考活動は、土日・祝日、平日の夕方以降の時間帯などを活用するとともに、学生の健康状態に配慮すること。
 - 遠隔地の学生に対し、多様な通信手段などを活用すること。
3. 日本人海外留学者・外国人留学生などに対し、多様な採用選考機会を積極的に周知・提供すること。
4. 学生の個人情報の取扱い等について、法令を遵守すること。
5. セクシュアルハラスメント等の防止を徹底すること。
6. 就業体験を伴わないプログラムをインターンシップと称して行ったり、情報発信することがないようにするとともに、学生の長期休暇の活用など学事日程に十分配慮すること。
7. 採用選考に当たり、成績証明等を一層活用し、学修成果や学業への取組状況を適切に評価すること。
8. 卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者は、新規卒業・修了予定者の採用枠への応募を可能とすること。

卒業時期	広報活動 (卒業前年度)	選考活動 (卒業年度)
2014年度 (2015年3月)	12月	4月
2015年度 (2016年3月)	3月	8月
2016年度 (2017年3月) ~		6月
2021年度 (2022年3月) 現3年生	3月	6月
2022年度 (2023年3月) 現2年生	3月	6月

2022年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方 ポイント

- 学生の就職・採用活動日程（いわゆる「就活ルール」）については、学修時間を確保しながら安心して就職活動に取り組めることが重要。
- 2020年度卒業・修了予定者の就職・採用活動については、当初、企業説明会や採用面接等の時期が更に早期化。2020年3月以降、新型コロナウイルス感染症により企業説明会等の延期・中止等の影響。一方で、経済団体等向け調査及び学生・大学等・企業向け調査では現行の就活ルールが必要との回答が最多であり、就活ルールが一定の役割。
- 就活ルールの急激な変更は学生に混乱を生じさせるおそれ。「新卒一括採用」を中心とした採用活動の在り方は雇用全体に係る中長期的な課題であり、雇用慣行の見直しには一定の時間が必要。
- このため、政府としては、2022年度（2023年3月）に卒業予定の学生について、現行と同じ広報活動3月・採用選考活動6月という就活ルールの遵守等を2020年度末を目途に要請。
- また、感染症の影響を見極めつつ、就活ルールの遵守を前提に、柔軟な日程設定や秋採用・通年採用等による一層の募集機会の提供に加え、第二の就職氷河期世代を生まないとの観点から、中長期的視点に立った採用を進めるよう、必要に応じて要請。

※ 2023年度(2024年3月)に卒業予定の学生の取扱いは、来年度に改めて検討(これまでも就活ルールは毎年度決定)。なお、現時点においては、少なくとも現行の日程を変更する必要が生ずる可能性は高くないであろうとの認識を共有。また、2024年度(2025年3月)以降の卒業予定の学生の取扱いは、今後の経済情勢と企業の採用活動の関係等を見極め、在り方を含め検討を行うことで認識を共有。

就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議

第5回：令和2年10月29日

※ 第1回及び第2回は、2020年度卒の就職・採用活動について開催。
第4回は「新卒者等の採用維持・促進に向けた取組」をとりまとめ。

議長	内閣官房副長官補
構成員	内閣官房内閣審議官 文部科学省高等教育局長 厚生労働省人材開発統括官 経済産業省経済産業政策局長
オブザーバー	日本経済団体連合会事務総長 就職問題懇談会座長

<就職・採用活動日程のルール>

2019年度卒までは、①経団連が「指針」を策定し、②大学側（就職問題懇談会）が「申合せ」を行い、③関係省庁（内閣官房、文科省、厚労省、経産省）が連名で経済団体等に対して遵守等を要請、というプロセスで策定されてきた。2020年度卒から、就職・採用活動の日程を関係省庁連絡会議において検討。

卒業時期	広報活動 (卒業前年度)	選考活動 (卒業年度)
2014年度（2015年3月）	12月	4月
2015年度（2016年3月）	3月	8月
2016年度（2017年3月）～ 2020年度（2021年3月）現4年生 2021年度（2022年3月）現3年生	3月	6月
2022年度（2023年3月）現2年生	3月	6月
2023年度（2024年3月）現1年生	来年度に検討	